


入札関係不正行為排除・未然防止  
対策について

— 答 申 —

令和2年11月2日

枚方市入札不正行為排除・防止検証委員会



## 1. はじめに

公共工事の入札に関する不正行為は全国的にも後を絶たず、この排除、未然防止は行政にとって大きな懸案事項であり、これまでから各団体において様々な検討がなされている。

枚方市においても、平成 19 年に清掃工場建設工事を巡る談合事件が発生し、市政に大きな影響を及ぼしたことは、今なお消えない記憶となっている。その後、信頼回復のため、入札契約制度の見直しなど不祥事防止に向けた取組みは、他団体と比較しても劣ることのない内容で実施されてきていた。

しかし、残念なことに、平成 30 年 5 月 18 日、枚方市元職員が公共施設改修工事の入札において、落札候補者に価格情報を漏えいしたとして、「公契約関係競売等妨害」の容疑により逮捕されるという事件が再び発生した。

については、元職員が逮捕され第 1 審で有罪判決を受けたという事実を鑑み、枚方市として、住民の市政への信頼の回復を図るため、価格情報等の入札情報の管理体制を早急に見直し、入札制度の公平性の確保、公共事業の品質確保といった点からも十分な検証を踏まえた上で、再発防止策を講じる必要がある。

枚方市入札不正行為排除・防止検証委員会（以下「当委員会」という。）は、今回の事件の発生を受け、第三者の中立公正な立場から、職員の倫理保持の確保、契約情報の管理及び契約事務の処理体制等について検証を進め、入札関係不正行為の排除、未然防止の対策を検討するために設置されたものである。

当委員会においては、事件後まもなく枚方市において庁内組織を立ち上げ検討が行われた、「人材育成」、「機密情報管理」、「入札制度」の 3 つの視点における課題・問題点とその解消に向けた考えや、枚方市における入札契約制度の概要を聴取する中で、当委員会として議論を進めていくポイントを整理し、議論を重ねてきた。

第 1 回の会議において、市長から「入札関係不正行為排除・未然防止対策について」の諮問を受け、まずは、事件発生の状況と枚方市の組織・制度の課題を共通認識とするため、元職員の逮捕とその後の経過にかかる関連資料、事件後まもなく枚方市において庁内組織を立ち上げて検討が行われた報告書である「入札関係不正行為排除・未然防止に向けた取組みについて（報告）」、また枚方市の入札契約制度の概要について聴取を行った。その中で、情報管理の手法や現行の入札制度の検討・整理をしていく必要があるとの認識のもと、他の自治体との手法や制度の比較も含

め、更なる議論を深めることとした。第2回の会議においては、前回会議後に各委員から寄せられた質疑事項に対する回答を得るとともに、他市照会の集約結果の報告にかかる聴取を行い、工事発注に係る価格情報が漏えいするケースとしてどのようなものが考えられるか、また、工事発注における業務処理上の基準や手順、情報管理の実態を明らかにするため、入札契約制度に関する確認を行い、課題を洗い出した。第3回会議においては、当委員会としての答申の取りまとめに向け各委員の意見集約に着手するとともに、入札関係不正行為の排除と防止に向けて市で整備を検討されている職員向け手引きの案を確認した。第4回以降の会議においては、答申案の内容の精査及び市の職員向け手引きに対する助言等を行った。

## 2. 入札情報の管理について

今回の事件は、以下の5件の入札において、元職員が入札情報を漏えいしたものである。

- ① 藤阪小学校管理棟外壁他改修工事 開札日平成28年6月8日
- ② 津田元町口径150mm以下配水管移設工事（第45工区）  
開札日平成28年6月8日
- ③ 平野小学校管理棟外壁改修他工事 開札日平成29年5月11日
- ④ 樟葉西小学校教室棟内建具改修工事 開札日平成29年5月11日
- ⑤ 香里小学校北教室棟他解体工事 開札日平成30年2月7日

元職員は①②の入札情報が作成された当時は総合契約検査室内の工事監理課に所属し、③④⑤の当時は教育委員会事務局管理部教育環境整備室に配属されていた。

入札情報の漏えいについてはその内容や経路は判明していないため、上記5件の入札情報の管理状況について確認を行った。

上記①②の入札情報が作成された当時、総合契約検査室内には工事監理課と契約課が組織され、同一のスペースで業務を行っていた（注1）。契約関係の機密資料は、施錠付き書架での保管が徹底されず室内のテーブルの上や施錠されない書架に保管されていた（注2）ために、総合契約検査室内の職員であれば容易に金入り設計書の記載された資料、予定価格や最低制限価格が記載された予定価格調書を閲覧

できる状態にあった。

また、当時、契約課及び工事監理課で作成されたデータや他の部署から送信されたデータは、両課で共有するフォルダ（以下「共有フォルダ」という。）に保存されていたため（注3）、共有フォルダ内に保存されていた金入り設計書、予定価格及び最低制限価格の記載された一覧表等のデータは、総合契約検査室内の職員であれば容易に閲覧できる状態にあった。

さらに、枚方市では財務会計システムを導入し、同システムによる予定価格調書や契約書の作成、データ管理を行い、契約課職員の職員番号とパスワードを入力することにより、これらのデータを閲覧することが可能であった。そして、同システムの職員番号は庁内のメールシステムにおいて職員であれば誰でも知ることができ、当時は職員番号をパスワードにも用いている職員が多く（注4）、その結果、契約課の職員の職員番号が分かれば同システムにより予定価格調書等のデータを閲覧することが可能であった。

次に、上記③④⑤の入札情報が作成された当時、教育環境整備室における契約関係の書類は、各担当者が自席の本棚や机に施錠せずに保管していた（注5）ことから、同整備室の職員であれば時間外等に閲覧することが可能であった。

また、同整備室においても共有フォルダによって情報が共有され、金入り設計書が記載されたデータが保存され、同整備室の職員であればこれを閲覧することが可能であった。

さらに、財務会計システムについては、同整備室の職員であればアクセスでき、設計金額を知ることができ、また契約課の職員の職員番号を利用して、予定価格調書等のデータを閲覧することも可能であった。

加えて、これら以外にも、同種の工事について各担当者間で積算内容の共有を図っていることから職員間で工事内容等の確認やアドバイスをする中で入札に係る情報が漏えいする可能性も考えられる。

**なお、令和2年3月24日に、元職員に対する第1審判決があり、同判決においては、元職員が工事監理課及び教育環境整備室において価格情報を知ることができたとの認定がなされている（現在、控訴審中）。**

注1：平成29年度より契約課と工事監理課の執務スペースは分離された。

注2：平成28年度中に契約関係の機密資料は施錠付き書架で保管されている。

注3：平成30年度より契約課と工事監理課はそれぞれ別の共有フォルダを設けている。

注4：平成30年度に職員番号とは異なるパスワードを設定するよう取り組んでいる。

注5：平成30年度中に契約関係の機密資料は施錠付き書架で保管されている。

### 3. 入札関係不正行為の排除・防止の検討に際しての基本的な考え方について

入札関係不正行為の排除・防止の検討に当たって、枚方市における内部検証としては、「人材育成」、「機密情報管理」、「入札制度」を3つの柱として検討してきた報告書が提出され、当委員会もこれらが重要であると考え検証を進めた。

そして、入札関係不正行為には、職員側から働きかけて情報漏えいするケースや外部からの不正な情報提供依頼といった働きかけに応じてしまうなど様々なケースが想定されるところ、これらの入札関係不正行為の防止のためには、価格情報等の「機密情報管理」が特に重要な課題であると考え。今回の事件については前述2.で確認したように職員が容易に価格情報を入手できる環境であったように、「機密情報管理」が徹底されていない状況がうかがえ、早期に見直しがなされなければならない。

この点、「機密情報管理」においては、現在の入札制度における価格情報の機密の重要性をしっかりと認識し、職員の資質に過度に依存しない、厳格な取扱いルールやそのルールに沿った運用を徹底すること、つまり機密情報の最少化とその取扱いの厳格化が必要である。価格情報は、一見すると数字の情報で、その価値を実感しにくいいため、機密情報としながらも、多くの人間が接触できる取扱いとなりがちである。しかし、この情報は、不正を行おうとする者にとっては『現金』に等しいため、現金と同様に取り扱い、厳重に管理することが重要であるとの認識の下で対応策を検討する必要がある。

次に、「人材育成」に関しては、職員の倫理意識を向上させるなどコンプライアンス体制の強化に重点を置き、不正行為を防止する体制を検討する必要がある。

さらに、「入札制度」に関しても、機密情報の取扱いの厳格化が必要である。そして、現在の入札制度においては価格情報の価値が高くなっており、この価値を低くすることが入札不正行為の防止にも有用であると考えられ、これらを含めて様々な

検証を進める必要がある。

これらの考えに加え、当委員会としては、入札関係不正行為が行われない体制と、万一、当該行為が行われた場合に迅速かつ適切に把握し、対処する体制の両面が整備されなければならないものと考え、課題・問題点の整理と具体的な取組の内容の検討を進めた。

#### 4. 課題・問題点及びこれらに対する改善策について

##### **機密情報管理**

##### ○工事発注における情報管理について

##### **【課題・問題点】**

機密情報として取り扱う文書及び情報の取扱いに関しては、平成3年に、入札等を執行する前の工事設計金額の取扱いを限定的・局所的なものとするため、「建設工事の施行関係決裁手続等の運用基準」（以下「運用基準」という。）が定められている。

その後、枚方市においては、入札契約事務のみならず事業の施行にも支障が生じる違算防止の取組みに重点が置かれるようになった。

このような中、運用基準の対象外である施行関係決裁手続前の機密情報の取扱基準が明確ではないことなどから、当該情報に接すべき職員の範囲が拡大され、その結果、当該業務に直接関係のない職員が当該情報に接することにも、抵抗がなくなっていたと考えられる。

違算防止のために、一定の範囲の職員が情報を共有する必要性は認められるが、無制限に同じ部署の職員が知り得る状況は「機密情報管理」として不適切である。

特に、価格情報については、価格情報が掲載されている書類やデータが多岐にわたり、そのために職員が価格情報に接する機会も多くなっていることは問題である。

##### **【改善策】**

違算防止や職員の負担軽減のためにも、一定の範囲の職員が情報を共有することは必要であるし、限られた職員で効率的に業務を遂行するため、柔軟に検算等の確認要員を組み合わせることの必要性は理解できる。しかしながら、「機密情報管理」

についての緊張感が欠け、多くの職員が機密情報を共有するという状況になっていたことが、漏えいリスクの一因であると考えられる。このため、事案ごとに当該情報に接すべき職員を事前に確定するとともに、事案ごとに事業主管課長が指定した情報取扱者のみが情報を共有することとし、情報取扱者のリストを設計図書に添付することや、積算等確認決裁への情報取扱者全員の押印を義務付け、責任の所在を明確にすることが必要である。

また、文書管理上の問題について、事件後、緊急通知が発出され、改めて意識付けが図られたとのことであるが、裏を返せば、運用基準が徹底されていなかったということであり、文書管理に対する恒常的な意識付けが求められる。

さらに、価格情報については、機密情報の最少化とその取扱い厳格化の観点から、具体的に以下の取り組みが必要である。

- ① 慣行的に作成している書類（データを含む。）について、その必要性を吟味し、必要最小限の書類作成で済むよう、事務の見直しを行う。この場合、事務フローを整理し、必要書類を網羅的に把握した上で行うとともに、OA化の進展に応じた見直しを行うことが効果的である。
  - ・設計金額について、現時点では、契約課への契約締結依頼時には、紙文書の手交に限ることとし、当該紙文書に接する職員を限定するとともに、データの送付は行わないこととする。
  - ・最低制限価格計算シートはデータが残らないようにプログラムする。
- ② 処理プロセスの中で関与すべき職員の範囲を整理することで価格情報に接することのできる職員を極力少なくし、誰が価格情報にアクセスできるかを明確にする。
  - ・設計金額、最低制限価格の計算や決定に関与しなければならない職員をできるだけ限定する。
  - ・情報のコピー対策を講じる。
  - ・決裁時には決定関与者の押印と併せて日付を入れるなど、情報の動きが明瞭となるようにする。
- ③ 価格情報を適切に管理するルールを明確に定め、ルールどおりに運用する。
  - ・紙ベースの資料は施錠可能な保管庫に保管し、データへのアクセス権限付与の厳密運用を図るとともに、アクセスしたログの徹底管理を行う。

- ・機密措置不要となった時点で通常保管場所へ移動するなど明確に仕分けを行う。
- ・紙の決裁を持ち回りにするのであれば、そのルールも明確にする。

## ○紙ベース・データの受け渡し、システム上での管理手法(共有範囲・保管手法)について

### 【課題・問題点】

機密扱いの段階の紙文書については、施錠可能な保管庫に収納して管理することが必要である。しかし、施錠可能な保管庫が不足しており、事件が発生した部署においては、機密情報を含む文書が、事務室の入り口は施錠可能であるものの、事務室内の施錠できない収納棚等に置かれていたという状態であった。このことは、運用基準に適合しておらず、そのような文書管理の状態が放置されていたことは問題である。

また、平成3年に運用基準が定められた後、事務のOA化が急速に進んだ。本来であれば、業務システムを導入する際に、当該業務システム内における機密情報の管理手法について検討が行われるべきであったにもかかわらず、運用基準が見直されることはなく、運用基準は、紙書類を前提とした内容のままである。

このため、各課の共有データフォルダ、設計積算システム、財務会計システム、庁内メールシステム内の情報は、同じ部署の職員であれば誰でも見ることができている状況となっている。

データとして保存されている価格情報についても、管理のルールが定められておらず、価格情報に接することのできる職員の範囲も定まっていない状態である。

### 【改善策】

先にも述べたとおり、運用基準が徹底されていなかったことは問題であり、文書管理に対する恒常的な意識付けが求められ、その上で運用基準に適合する体制づくりが必要である。次に、運用基準が定められた平成3年からOA化が進んだことも踏まえ、現状の事務手続きに合わせた見直しを行うことも必要である。なお、運用基準その他の工事発注における取扱基準は、機密情報の取扱いの厳格性を確保するとともに、業務執行上の負担にも配慮したものでなければならない。所管部署を明確にし、当該所管部署が業務担当職員の意見を考慮して定期的に見



直しを行うことが必要となる。

各課の共有データフォルダ、設計積算システム、財務会計システム、庁内メールシステム内の一部の情報については、パスワードによるアクセス制限等ができるよう、システム改修を含めた見直しを実施すべきである。

また、各種業務システムに登録すべきデータの範囲を検証し、不必要な情報の登録をしないことや、これまで慣行的に行われている紙書類の受け渡しについてその必要性を再検証する必要がある。

さらには、データにアクセスしたログの管理を強化することも検討すべきである。

### **コンプライアンス体制の強化**

#### **○不正行為の防止に関する職員意識について**

##### **【課題・問題点】**

不正行為の防止に関する制度としては、まず、公正な職務の執行の確保及び倫理の保持に関する条例（平成 13 年枚方市条例第 1 号）において公務の執行に当たる者の倫理行動規準が定められており、これに基づき行動しなければならないこととなっている。

また、組織的又は個人による不正、違法、反倫理的行為に関する内部通報制度が設けられ、枚方市内部通報制度運用規程（平成 21 年枚方市訓令第 8 号）にのっとった運用がなされている。入札・契約に関しては、不正行為を匿名で簡易に報告ができるフォームを庁内システム上に設け、不正行為の速やかな把握及び対処に努めている。

しかし、こうした制度の意義が職員に十分理解されず、有効に機能せず、内部統制が発揮されていないことが懸念される。

また、職員倫理やコンプライアンス意識を高めるための研修も行われているが、このうち職員倫理研修は、長期にわたり受講する機会がない職員もいる状況となっている。さらに、職員倫理やコンプライアンス研修等のテーマが多岐にわたっており、その実施が必ずしも不正行為の防止に向けた意識の醸成につながっていない。

##### **【改善策】**

市における倫理の保持及び法令の遵守を推進するためには、関係情報の一体的な

掲示のほか、各業務に応じて特に注意すべき事項を絞った周知を行うなど、関係規程や制度、問題が生じた際取るべき行動を分かりやすく明示するとともに、内部通報制度についても周知を図る必要がある。

その上で、それらを職員に浸透させるための研修を、在職年数に応じて、また正職員、非常勤職員等の区分を問わず広く実施するなど、定期的かつ継続的に全ての職員への意識付けを行う必要がある。

研修の内容としては、職員一人ひとりが今回の事件を他人事と捉えるのではなく、自らも当事者となり得るという意識付けができるものである必要があり、他団体事例やヒヤリハット事例の検討、ワークショップ形式の参加型研修の実施など、不正行為の未然防止についての当事者意識の醸成を図るものとする必要がある。また、研修等の取組みの実施後は、職員の理解度を測り、研修の効果をチェックするとともに、その内容を定期的に見直し、より充実したものにしていくことも必要である。

さらには、職務に対するやりがい醸成するための取組みを構築していくことが望まれる。

## ○不正行為を防止する体制について

### 【課題・問題点】

公共工事関係業務に関わる職員については、業務の専門性から異動先が限られていることから、事業者と接触する機会が多いと考えられるが、事業者側からアプローチを受けた場合や、その対応に迷った際の相談体制が、統一的に明文化されていない状況である。

また、組織的なチェック体制や不正行為の防止に関する職員への周知にばらつきがあることなどにより、ごく身近で生じている不正の兆しを見逃すなど、各職員の当事者意識が希薄になっている可能性が考えられる。

### 【改善策】

不祥事の未然防止に向けては、定期的な人事異動のみならず、担当替え等も行い、事業者との過度な接触を避ける取組みを行うことで、業者との癒着のリスクを減らすことができる。また、担当職員の孤立を防ぐ観点からも、事業者との接触も含めて複数担当者で対応することで、不正行為への抑止作用を働かせることができる。

事業者への対応については、「社会的妥当性を逸脱した苦情等への対応マニュアル

ル」について具体的に職員に周知するとともに、リスクを未然に防止するために業務に適合した対応マニュアルを整備し、周知することで、業務運営の改善を図る必要がある。

また、枚方市又は職員に係る法令違反行為等について、通報ができる者や通報の受付先の範囲を広げるなど、通報を幅広く受け入れる体制を整えるとともに、通報があった場合に事実関係の調査を行う機関を明確に定めるなど、組織内における調査・対応する部署・手法・ルール・どこまでの権限を付与するか、などについて再検討し明確にする必要がある。

公務における不祥事や不正行為は、全職員が全ての職場で起きる可能性があるとの当事者意識を共有することが大切である。そのためには、通報制度をより具体的にルール化し、組織内で是正力が作用する、不正行為の兆しを見逃さない組織風土の醸成、また、その基盤となる、普段から意思疎通が図られ、職員同士が率直に話し合うことのできる風通しの良い職場づくりをすすめていく必要がある。また、このような取組みを進めることで通報の活性化につながり、抑止力の向上にも期待することができる。

## **入札契約制度**

### **○入札・契約に関する事務手続について**

#### **【課題・問題点】**

現在、入札・契約に関する事務手続きにおいて、工事発注課及び契約課内での発注情報や価格情報の管理については、施錠可能な保管庫での保管や、データのパスワードの設定等、それらの情報を閲覧できる範囲を限定的・局所的として取り扱っているが、一部の情報については、当該業務の担当以外の職員が閲覧できる状態にある。特に共有データフォルダ内の機密情報についての取扱基準が明確になっていない状況である。

#### **【改善策】**

入札及び契約に関する事務手続きにおいて、作成するデータや書類に工事価格等の記載があることから、その必要性を含めて検証し、工事価格等の記載を必要最小限とする必要がある。さらに、契約部署内における共有データフォルダについてグループ毎に区分するなど、組織内での機密情報の閲覧を限定するような対

策が必要である。

## ○最低制限価格の算定方式、落札者決定方法等について

### 【課題・問題点】

現在、最低制限価格の算定については、中央公共工事契約制度運用連絡協議会（以下「中央公契連」という。）が定める最新のモデルに準じて設定している。この算定方式については、多くの自治体が採用しており、また、この中央公契連の算定方式以外に他の算定基準はなく、他の方法で最低制限価格を算定することは非常に困難である。また、最低制限価格については、固定値であるため、その価格さえ知ることができれば、高い確率で落札することが可能となる。

### 【改善策】

固定値である最低制限価格について、最低制限価格を探るという不正行為を防止するためには、最低制限価格にランダム係数を乗じる方法や変動型の最低制限価格を採用する方法などが考えられる。その他、低入札価格調査制度の対象工事の拡大や、入札金額だけでなく事業者の経験等を考慮して落札業者を決定する簡易型の総合評価方式の導入等、高い積算能力を備えた事業者が入札参加意欲を保つことのできる様々な手法について、国土交通大臣及び総務大臣からのダンピング対策の強化の要請も踏まえ、検討を進めることが必要である。

上記以外にも、参考数量の提示や分かりやすい図面の提示など、積算可能な情報の開示を行うことで価格情報の価値を低下させる方法や、競争性を確保するため入札参加者が増えるような入札条件の緩和などを検討すべきである。

## ○価格内訳書のチェックについて

### 【課題・問題点】

電子入札システムにおいては、事業者から入札金額の価格内訳書が提出されているところ、当該事件の対象となった工事において、事業者から提出された価格内訳書にある各項目の金額は、市の設計による内訳金額と大きく相違があるにもかかわらず、当該事業者の入札金額は最低制限価格に近い価格であり、不自然なものであった。また、価格内訳書は、事業者が自ら積算し入札しているのかを確認するために提出させているにもかかわらず、価格内訳書の提出の有無及び各項

目の金額の合計額が入札金額と一致しているかの確認は行っているが、積算内容についてのチェックは行っていない状況である。

#### 【改善策】

価格内訳書の内訳額は各事業者の独自のノウハウに基づき積算されていることから、単に市の設計による内訳金額と事業者から提出される価格内訳書の内訳金額とを対比しても不正の有無を判断するのは現時点では困難であることは理解する。しかしながら、今後、価格内訳書の内訳金額の内容をチェックすることにより、事前に不正の有無を判断できるような方法について、他の自治体の取組みも参考にしつつ、調査・研究を進めることが必要である。

### ○入札監視員の職務について

#### 【課題・問題点】

現在、入札に関して審査し、及び意見を述べ、もって入札及び契約手続の適正かつ公正な執行を図るため、3名の入札監視員を委嘱している。定期的に、入札監視員意見聴取会を開催し、契約金額が250万円以上の工事等について、全入札監視員が集まって意見を述べ、審査を行っているが、突発的な不正情報についての審査については、個々の入札監視員に個別に意見を求めるにとどまっている。このため、複数の入札監視員による他分野の専門家との意見交換による議論や観 pointsの広がり・深まりが得られ難い状況にある。今回の事案でも、委員から徹底的なヒアリング調査の提案があったが、市の対応に十分に反映されないといったことが見受けられたように、議論の深まりや会議としての集約がされないことで、受け取り手である市の対応に影響することが考えられる。

不正情報を受けたのちの、事業者・職員へのヒアリング調査不徹底の感も否めず、市の考査体制及び入札監視制度が不十分な状況である。

#### 【改善策】

国の指針にも記述されている入札監視員の事務量への配慮も必要であるが、より幅広い見識から重層的に議論を経たうえでの意見を反映する観点から、複数の学識経験者等で構成される入札監視委員会の設置を検討すべきであり、加えて、定期的な開催や審議の対象項目の充実、委員意見への対応ルールの適正化なども検討すべきである。

談合疑義情報等の不正情報への対応についても、入札監視員の専門的な知見を活用する方法も検討すべきである。この点、入札監視員は警察や公正取引委員会とは異なり、刑法の談合罪や独占禁止法違反事案に係る調査を行う専門的組織ではなく、かつ強制捜査権も持たないため、その調査に限界があることや、違法行為の認定を行う権限もないことから、入札監視員が職務として不正行為について直接的に調査や責任追及をすることは困難である。

しかし、入札監視委員会という場で、審議案件として作成された資料で複数の専門家・学識経験者が議論し、集約された意見を市に提出することにより、市が不正情報に対して適切に対応するように働きかけることは可能であると考えられ、かかる観点からも入札監視制度の充実を検討する必要がある。

## 5. 具体的な改善策の実現のための職員意識の醸成について

入札関係不正行為の排除・防止に向け、課題・問題点とこれらに対する具体的な改善策として、「機密情報管理」「コンプライアンス体制の強化」「入札契約制度」について示してきたが、これらの対策を実現していくためには、職員が改善内容を把握し、実践していくことが求められる。

これまでから、枚方市においては入札契約制度や職員倫理に関する取組みについて充実を図ってきているが、それぞれが独立した制度として確立しているため、それらが職員一人ひとりへ十分に浸透しているとは必ずしも言えない状況である。

そのため、入札関係不正行為の排除・防止に関する行動例と枚方市における入札契約制度や職員倫理に関する取組みを集約することで、職員が取組むべき、また確認すべき情報を一元化すべきである。そのような実効性のある手引きとなる冊子等を整備し、適切に運用することを通じて職員意識を醸成することも有用である。

かかる手引き等を整備することは、職員の行動の拠り所として有意義なものとなり得るが、一方で、社会や状況の変化に応じた更新を絶えず行わなければ、真に有効なものとはならない。実際に活用することのできる構成になっているか、各職場における定期的な研修や効果測定の実施などにより職員の意識醸成が図られているかを確認するとともに、内容の定期的な見直しを行い、常に最新の状態にし、適切に運用することで、入札関係不正行為の排除・防止に資するものとされることを

期待する。

## 6. おわりに

今回の事件において、枚方市として大いに反省すべきは、不正行為を念頭に置いた十分な対応が図られていなかったことである。もちろん完全な仕組みはあり得ないが、業務執行に過度の負担がない持続可能な仕組みとしつつ、他団体の事例も参考に知恵と工夫を駆使し、模範となるような仕組みを構築していただきたい。

当委員会は、元職員の公判が継続中であったため、令和元年5月14日に、中間答申として、前述4のとおり、同時点で考えられる改善策を示した。これを受け、枚方市においては、具体的な改善策の検討を行い、同年11月には運用基準を改正して機密情報の最少化とその取扱いの厳格化の取組みを進めている。また、入札契約制度について、低入札価格調査制度の対象工事の拡大が行われ、引き続き、価格情報の価値を低下させるために取組みが進められている。そして、これらの実効性を確保するため、入札監視委員協議会を設置するとともに、不正行為の防止に関する制度の周知等に取り組んでいる。しかし、これで十分ということではなく、枚方市においては、今後とも、具体的な改善策について着実に実行し、入札契約に関与する職員一人ひとりが、高い意識を持って行動することで、入札関係不正行為が排除され、万一、当該行為が行われた場合にも迅速かつ適切に対処されることを願うとともに、入札関係不正行為排除・防止の取組みは永続的なテーマであることから、市として継続的に不正行為排除に向け行動するとともに、構築した仕組みが有効に機能しているか、目的に沿った方向に進んでいるかについて定期的にチェックすること、また、その仕組みが環境の変化に対応したものであるかを定期的に検証することにより常に実効性を持たせ、透明性の高いクリーンな入札契約制度の運用が図られることを期待する。

## 7. 参考資料

### (1) 諮問書

総 人 第 201 号

平成 30 年 10 月 9 日

入札不正行為排除・防止検証委員会

会 長 山本 雄大 様

枚方市長 伏 見 隆

### 諮 問 書

次に掲げる事項について、貴委員会のご意見をいただきたく、別紙理由を添えて諮問します。

「入札関係不正行為排除・未然防止対策について」



<別紙>

(理由)

平成 30 年 5 月 18 日、本市元職員が公共施設改修工事の入札において、落札候補者に価格情報を漏洩したとして、「公契約関係競売等妨害罪」容疑により逮捕されるという事件が発生し、市民の信頼を著しく損なうこととなりました。

これを受け速やかに、庁内における、秘匿性の高い契約関係情報の適正管理について再徹底を図り、綱紀を肅正するとともに、庁内検証組織「入札不正行為排除・未然防止検討委員会」を設置し、人材育成、機密情報管理、入札制度を 3 本の柱に検証を進めてきたところで

これら内部的な取組みにとどまることなく、第三者の中立公正な立場から、職員の倫理保持の確保、契約情報の管理及び契約事務の処理体制等についての検証を進め、入札関係不正行為排除・未然防止対策を講じることで、1 日も早い市民の信頼回復に努める必要があると考えています。

(2)委員一覧

入札不正行為排除・防止検証委員会委員名簿

任期：平成30年10月1日～令和2年11月2日

(順不同)

氏名	所属等
会長 山本 雄大 <small>やまもと たけひろ</small>	弁護士
副会長 水本 行彦 <small>みずもと ゆきひこ</small>	日本生命保険相互会社 本店公務部顧問
井上 高和 <small>いのうえ たかかず</small>	弁護士
泉水 文雄 <small>せんすい ふみお</small>	神戸大学大学院法学研究科教授
松島 格也 <small>まつしま かくや</small>	京都大学大学院工学研究科准教授

### (3)委員会の審議経過

会議実施日	審議内容
平成 30 年 10 月 9 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諮問 「入札関係不正行為排除・未然防止対策について」</li> <li>・ 事件の経過と組織・制度の課題について</li> </ul>
平成 30 年 11 月 21 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他市照会等の集約結果について</li> <li>・ 入札契約制度に関する確認や課題の洗い出し</li> </ul>
平成 30 年 12 月 21 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入札不正行為排除・防止に向けたマニュアルの作成について</li> <li>・ 検討内容の中間集約について</li> </ul>
平成 31 年 1 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 答申（草案）への意見聴取について</li> <li>・ 入札不正行為排除・防止行動マニュアル（案）への意見集約について</li> </ul>
平成 31 年 3 月 4 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 答申の取りまとめに向けた意見集約について</li> <li>・ 入札不正行為排除・防止行動マニュアルの確認について</li> </ul>
令和元年 5 月 14 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 答申内容の最終確認について</li> <li>・ その他</li> </ul>
令和 2 年 11 月 2 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 答申確定について</li> <li>・ その他</li> </ul>

※ 山本雄大会長については、令和元年 5 月 14 日の開催まで参加